

子規全集

第六卷

短歌
歌會稿



N. D. C. 910 776p 20 cm

子規全集 第六卷

短歌 歌會稿

定價 參千八百圓

昭和五十二年五月十八日 第一刷發行

著者 正岡子規

編集表 正岡忠三郎

發行者 野間省一

發行所 株式會社 講談社

東京都文京區音羽二一二一二

電話 東京〇三〇九四五一一一一(大代表)

郵便番號 一二二 振替 東京八一三九三〇

印刷所 株式會社 精興社

製本所 大製株式會社

本文用紙 三菱製紙株式會社

©正岡忠三郎 一九七七年

落丁本・亂丁本はお取りかえいたします

0395-417068-2253(0) (子規)

Printed in Japan

短歌 歌會稿

3 子規全集正誤・

										⑧ 143 注 2	⑧ 120 注 15	⑥ 89 6	⑥ 80 注 3	⑥ 46 4						
⑥ 399 注 11	⑥ 398 注 7	⑥ 398 注 5	⑥ 389 注 3	⑥ 389 注 6	⑥ 389 注 2	⑥ 389 注 1	⑥ 388 注 8	⑥ 388 注 8	⑥ 388 注 8	併記 31・3・ 27	小日本	⑥ 378 注 6	⑥ 259 注 7	⑥ 234 注 9	⑥ 229 注 6	⑥ 194 注 1	⑥ 182 注 1	⑥ 181 注 1	⑧ 143 注 7	
アララギ 31	33・4・ 21 18	33・4・ 21 18					遊ぶ 遊ぶ	遊ぶ 遊ぶ		「遠東に旅棲し居れば」併記	日本 28・12・10 須磨より歸りてのちそこな る何某につかはす ——浪立つらしも〔脚 注入ル〕	ホトトギス九卷1號(38・10・10)「老梅居雑話」(四)〔脚注入ル〕	日本 28・12・10 須磨より歸りてのちそこな る何某につかはす ——浪立つらしも〔脚 注入ル〕	「旅人は」	歌會稿12では第一句「久方の」〔脚注追加〕	「旅人は」	「子規遺墨集」↓ゆく 第四五句「晝かきてくひ牛くひてかく」〔脚注入ル〕	「老梅居雑話四」では第一句「三重にまゐる」〔脚注入ル〕	「旅人は」	「旅人は」
アララギ 31	33・4・ 21 18	33・4・ 21 18	33・4・ 21 18	33・4・ 21 18	33・4・ 21 18	33・4・ 21 18	遊ぶ 遊ぶ	遊ぶ 遊ぶ		「遠東に旅棲し居れば」併記	日本 28・12・10 須磨より歸りてのちそこな る何某につかはす ——浪立つらしも〔脚 注入ル〕	ホトトギス九卷1號(38・10・10)「老梅居雑話」(四)〔脚注入ル〕	日本 28・12・10 須磨より歸りてのちそこな る何某につかはす ——浪立つらしも〔脚 注入ル〕	「旅人は」	歌會稿12では第一句「久方の」〔脚注追加〕	「旅人は」	「子規遺墨集」↓ゆく 第四五句「晝かきてくひ牛くひてかく」〔脚注入ル〕	「老梅居雑話四」では第一句「三重にまゐる」〔脚注入ル〕	「旅人は」	「旅人は」

目次

短歌

竹乃里歌

明治十五年	二
明治十七年	三
明治十八年	四
明治十九年	三
明治二十年	六
明治二十一年	四
明治二十三年	五

明治二十四年		五〇
明治二十五年		五五
明治二十六年		六〇
明治二十七年		六五
明治二十八年		七〇
明治三十年		七四
明治三十一年		七五
明治三十二年		八〇
明治三十三年		八五

「竹乃里歌」拾遺

明治十五年以前……………	三〇	明治十六年……………	三〇
明治十七年……………	三一	明治十八年……………	三一

明治二十一年	三五一	明治二十二年	三七二
明治二十三年	三七四	明治二十四年	三八三
明治二十五年	三六七	明治二十六年	三八七
明治二十七年	三六八	明治二十八年	三八八
明治三十年	三九〇	明治三十一年	三九〇
明治三十二年	三九一	明治三十三年	三九七
明治三十四年	四〇七	明治三十五年	四二三
年代不明	四六六		

歌會稿

明治三十一年	四四三
明治三十二年	四五四
明治三十三年	六三三

補 注 六四五

初句索引 六五三

參考資料 六九七

解題 蒲池文雄 七五

解說 大岡 信 七五三

短 歌

竹乃里歌

編注

この巻には、短歌と歌會稿とを収める。

短歌は、子規自筆歌稿「竹乃里歌」と、これに洩れた子規の和歌を編者が集めた「竹乃里歌」拾遺とを收め、歌會稿は国立国会図書館所藏の「子規庵歌會稿」を收めた。

「竹乃里歌」の翻刻はなるべく原本の體裁を重んじたが、一般讀者の繙讀の便ならびに印刷の都合を考慮し次のようにした。(なお、解題中の校訂方針參照)

一 原本記載の作品は和歌以外のものも收載した。

一 推敲されている歌は最終決定の形で掲げ、二案以上生かされている場合は初案と思われる形を掲げた。初案が消され二案以上生かされている場合は編者の判斷によって一案を選んだ。

一 推敲の狀況は脚注で説明した。その場合、A↓Bは、AをBと改めている意。・は抹消字で、もとの字が判讀できる場合はその下の(・)内にそれを示した。餘白がない場合やことばでの説明が困難な場合は補注を附した。

一 抹消歌は一字下げて八ボで組み、脚注に抹消と記した。未完成歌についても脚注で指摘した。

一 原本の歌の上に附してある標識類は省略した。

一 原本の改丁や一行空きの個所は必要と思われる範圍で注記した。

「竹乃里歌」所載作品で子規生前に一般に發表されたものについては次のように脚注にデータを記載した。

一 原本の推敲狀況説明の後に、初出誌紙等名、發行年(「明治」を略)月日、題または詞書、總歌數とその第何首目かを記した。

一 上欄の本文と初出本文との異同は、↓の上に上欄の本文、下に初出本文を掲げて示したが、表記の差程度のものは上欄の本文を略した場合もある。

なお、他の資料に見られる子規の歌で、上欄の本文に對し、表記の差だけでなく語句の異同があるものに限る脚注にその異同を記した。

「竹乃里歌」拾遺では、脚注にその歌を採録した根據を示した。以上の脚注に挙げた書名のうち『子規遺墨集』は巧藝社、『子規遺墨』は求龍堂、『子規写生画』は講談社の發行。「切抜帖」「蕨本」は解題參照。

〔明治十五年〕

壬午の夏三並うしの都にゆくを送りて

隅田川堤の櫻さくころよ花のにしきをきて歸るらん

〔原本空白〕

田 壬午の夏三並

うしの都に

ゆくを送りて

さくころ ● ↓さくころよ

15・7・31三並良宛書簡「隅田てふ堤の櫻さけるころ花の錦をきてかへるらん」

「詠草」(解題・参照)では「人の都に行くを送りて」の詞書で三並宛書簡と同一歌を記し第一句を「隅田川」と朱で訂正

〔原本このあと直ちに「甲申のとし」(明治十七年)を續ける〕

以下田は詞書または題が原本では歌の上に記されていることを示す。

甲申のとし（明治十七年）

新樹

田 抹消

むら鳥のなく聲はかり聞ゆなり若葉をくらき山の夕暮

抹消

五月雨

田 抹消

定めなきうき世のさまもかくやあらんはれみくもりみ五月雨そふる

抹消

松下泉

田

しはしとて松の根泉くみなからすゝしき夢をむすひつるかな

河夏月

田 抹消

まてしはし小舟さをさすわたしもり涼しき月の影やくたかむ

抹消

秋野蟲

㊦ 抹消

路もなき淺茅か原をわけかねつ鈴蟲の音をふむ心地して

抹消

乙酉の歳（明治十八年）

二十年↓十八年

月前水鶏

田 抹消

月はさそ我睡をはさますらんまきの戸たゞく夜半の水鶏は

抹消

さやかなる月をたよりに尋ね來て水鶏やたゞく庵の板戸を

抹消

水郷夏

田

我里の河邊の風の涼しさに夏ともしらす夏^いおへにける

抹消

にきはしき都のちまた夫よりも河への里に夏は住はや

橋上夕立

田